

表 5-2 技術者の資格表（基幹技能者）

資格区分		資格コード		建設業の種類		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
その他	36	基幹技能者	種目	登録電気工事基幹技能者									○														○							
				登録橋梁基幹技能者						○						○																		
				登録造園基幹技能者																								○						
				登録コンクリート圧送基幹技能者						○																								
				登録防水基幹技能者																				○										
				登録トンネル基幹技能者						○																								
				登録建設塗装基幹技能者																			○											
				登録左官基幹技能者						○																								
				登録機械土工基幹技能者						○																								
				登録海上起重基幹技能者															○															
				登録P C 基幹技能者						○							○																	
				登録鉄筋基幹技能者													○																	
				登録圧接基幹技能者													○																	
				登録型枠基幹技能者			○																											
				登録配管基幹技能者										○																				
				登録薦・土工基幹技能者						○																								
				登録切断穿孔基幹技能者						○																								
				登録内装仕上工事基幹技能者																				○										
				登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										○				
				登録エクステリア基幹技能者						○	○					○																		
				登録建築板金基幹技能者								○									○													
				登録外壁仕上基幹技能者				○															○	○										
				登録ダクト基幹技能者											○																			
				登録保温保冷基幹技能者																						○								
				登録グラウト基幹技能者						○																								
				登録冷凍空調基幹技能者											○																			
				登録運動施設基幹技能者						○								○											○					
				登録基礎工基幹技能者						○																								
				登録タイル張り基幹技能者												○																		
				登録標識・路面標示基幹技能者						○													○											
				登録消火設備基幹技能者																													○	
				登録建築大工基幹技能者			○																											
				登録硝子工事基幹技能者																		○												
				登録土工基幹技能者						○																								
				登録発破・破砕基幹技能者						○																								
				登録圧入工基幹技能者						○																								
				登録送電線工事基幹技能者						○																								
				登録ALC基幹技能者												○																		
				登録ウレタン断熱基幹技能者																						○								
				登録さく井基幹技能者																										○				
				登録建築測量基幹技能者			○																											
				登録解体基幹技能者																														○
				登録あと施工アンカー基幹技能者						○																								
				登録計装基幹技能者										○	○										○	○								
				登録土質改良基幹技能者						○																								
				登録都市トンネル基幹技能者						○																								
				登録潜函基幹技能者						○																								

登録基幹技能者に関する注意事項

指定建設業

- 登録基幹技能者とは、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。
- 平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。
- 登録基幹技能者講習修了証にて認定を行います。修了証に記載されている実務経験を有する建設業の業種のみ認められます（「土木」は除きます）。
- なお、登録建築大工基幹技能者については、建設業の業種が記載されていませんが、資格表のとおり「大工」の業種のみ認められます。
- 平成30年4月1日より修了証の様式が改正されましたが、認定に際しては旧様式でも可とします。しかし、登録橋梁基幹技能者、登録トンネル基幹技能者、登録海上起重基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者については、新様式でないと認定できませんのでご注意ください。